

【施設調査書提出】よくある質問

項番	質問	回答	参照
1	様式はどこからダウンロードできるのか。	東京都福祉局ホームページ内の「施設調査書」のページにエクセル様式（令和 7 年度様式）を掲載しています。（右のリンクを参照）	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/saidoukensa/hoikushisetsukensa/30tyousasho.html
2	昨年度の入力内容を取り込む機能はあるか。	取込機能はありません。	
3	提出先はどこか。	右のリンクから「指導検査事業者ポータル」にログインし、必要書類をアップロードしてください。 ※「指導検査事業者ポータル」にメールアドレスを登録していない場合は、先にメールアドレス等の登録が必要です。区市町村経由でお送りする施設調査書提出依頼のメールに「指導検査事業者ポータルへのメールアドレス登録について（依頼）」を添付しておりますので、そちらに沿って登録の手続きをお願いします。	https://fukushikensa.metro.tokyo.lg.jp
4	（指導検査事業者ポータルへのアップロードが難しく、メールで提出する場合） 添付資料の容量が大きく、メールが送れない場合はどうしたらいいのか。	容量が大きく、メールを送れなかった場合、複数回に分けてメールを送ってください。 メールでの送信が難しい場合は、恐れ入りますが、書類一式を下記まで郵送してください。 〒163－8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎26階中央及び南側 東京都福祉局指導監査部指導第二課保育施設検査担当 宛	hoiku-chousasho@section.metro.tokyo.jp
5	中核市（八王子市）、児童相談所設置市（港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区、江戸川区）はどうすればいいのか。	中核市、児童相談所設置市については、検査権限が区市へ移譲されているため、東京都としては施設調査書の提出を求めません。 ただし、区市から提出依頼がある場合もありますので、その場合は区市の指示に従ってください。	

項番	質問	回答	参照
6	「指導検査事業者ポータル」にログインするためのユーザ名・パスワードがわからない等、「指導検査事業者ポータル」についての不明点がある場合はどうしたらよいか。	「事業者ポータル専用ヘルプデスク」または、東京都福祉局指導監査部指導調整課にお電話ください。 ①事業者ポータル専用ヘルプデスク 電話：03-6387-2624 対応時間：午前9時から午後6時まで (土日、祝日、及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く) ②東京都福祉局指導監査部指導調整課 電話：03-5320-4051 対応時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで (土日、祝日、及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く)	
7	施設調査書の内容に関して不明点がある場合はどうしたらよいか。	以下の部署にお電話ください。 東京都福祉局指導監査部指導第二課保育施設検査担当 ・電話：03-5320-4055・4056 ・対応時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時45分まで (土日、祝日、及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く)	